

「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

第27回委員会の開催結果について

当事務所では、成瀬ダム建設予定地及びその周辺地域における、ワシタカ類を始めとする猛禽類の調査をおこなっています。調査及び保全対応については平成10年1月に設立した「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（委員長：小笠原暁秋田大学名誉教授）の指導・助言をいただきながら進めています。

本日10月25日、大仙市内において「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（第27回）を開催し、平成29年生活サイクルの調査結果と平成30年生活サイクルの保全対応方針並びに調査方針について報告及び提案し、審議していただいた結果、了承をいただきました。

<調査結果の概要>

- イヌワシ、クマタカ的生活行動圏は過年度調査と変わるものではなかった。
- クマタカ（1羽）のヒナを確認した。その後巣立ちの確認はなかった。
- その他の猛禽類では、ハチクマ（1羽）、ハイタカ（2羽）のヒナを確認した。

審議要旨

（1）イヌワシ・クマタカの調査結果について

○事務局報告

- ・平成29年生活サイクルにおけるイヌワシ・クマタカ等の現地調査（9月調査まで）結果について報告を行った。（調査結果：別紙補足資料－1参照）

○審議概要

- ・平成29年度工事実施による繁殖活動への直接的な影響は無かったと判断される。

（2）今後の保全対応方針

○事務局報告

- ・今後の保全対応方針について説明をおこなった。

○審議概要

- ・工事箇所周辺における繁殖活動に関するモニタリングを引き続き実施する。
- ・工事による繁殖活動への影響が予想される場合には、委員会での意見を踏まえ、必要に応じ保護方策を実施する。

（3）今後の調査方針について

○事務局提案

- ・今後の調査方針について提案をおこなった。

○審議概要

- ・事務局の調査方針を承認。新たな事実を確認した時など随時報告し、当委員会から指導を得たうえで対応する。

イヌワシ・クマタカに関する調査資料

成瀬ダム建設予定地周辺※を中心とした地域を対象に調査を実施し、これまでにイヌワシ1ペア、クマタカ3ペア(クマタカa、クマタカb、クマタカcとする)を確認している。平成29年の調査内容としては、専門家による指導のもと、定点調査(平成28年11月～平成29年9月まで63日間、472.5時間)、営巣地調査(8日間)を実施した。以下に、つがい別の平成29年調査における主な結果を示す。

※成瀬ダム建設予定地周辺：別紙補足資料－2参照

<イヌワシ>

●平成29年調査結果

- ・平成29年は巣内で巣材を確認した。
しかし、繁殖は無かった。

<クマタカ(a)ペア>

●平成29年調査結果

- ・平成29年は巣内でヒナ(1羽)を確認した。
その後、巣立ちの確認はなかった。

<クマタカ(b)ペア>

●平成29年調査結果

- ・平成29年は特徴行動を確認したが繁殖は無かった。

<クマタカ(c)ペア>

●平成29年調査結果

- ・平成29年は巣内で巣材を確認した。
しかし、繁殖は無かった。

<ハチクマ>

●平成29年調査結果

- ・平成29年は巣内でヒナ(1羽)を確認した。
その後、巣立ち後に幼鳥の飛行を確認した。

<ハイタカ>

●平成29年調査結果

- ・平成29年は巣内でヒナ(2羽)を確認した。
その後、巣立ちの確認はなかった。



写真1 イヌワシの巣
(平成29年5月20日撮影)



写真2 クマタカ a ペアの巣
(平成29年7月1日撮影)



写真3 ハチクマの巣
(平成29年8月3日撮影)



写真4 ハイタカの巣
(平成29年7月15日撮影)



調査位置図 (成瀬ダム建設予定地周辺)

「第 27 回 成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

平成 29 年 10 月 25 日(水)

大曲エンパイヤホテル

2F 桔梗の間 14:00～16:30

議 事 次 第

1. 平成 29 年生活サイクルにおけるイヌワシ・クマタカの調査報告
 - (1) イヌワシ・クマタカの確認状況
 - (2) 平成 29 年保護方策

2. 今後の工事予定及び保護方策、調査計画
 - (1) 今後の工事予定
 - (2) 今後の保護方策、調査計画

エ. 公表についての取り扱い -50 頁-

一般にイヌワシの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、イヌワシの行動や繁殖を阻害することが危惧される。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

イヌワシの巣は岩場にあることが多く、概略の巣の位置を公表しても直ちに特定される可能性が高いので、営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の姿等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝えたくてイヌワシ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

エ. 公表についての取り扱い -62 頁-

一般にクマタカの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、クマタカの行動や繁殖を阻害することが危惧され、また実際に行動パターンが変化した事例も見られている。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の形状等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝えたくてクマタカ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

(「猛禽類保護の進め方(改訂版)」平成24年12月環境省自然環境局野生生物課 より)